

○笛吹市建設工事共同企業体取扱要綱

平成21年6月8日

告示第80号

改正 平成29年12月12日告示第143号

(趣旨)

第1条 この要綱は、笛吹市(以下「市」という。)が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体は、特定の工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体のみとする。

(企業体の運用形態)

第3条 共同企業体の運用形態は、次のとおりとする。

- (1) A型(共同施工方式) 一つの工事について、各構成員の分担を定めず、構成員が一体となって施工する形態。各構成員は、共同企業体として受注した工事に連帯して責任を負う。
- (2) B型(分担施工方式) 一つの工事について、異業種による各構成員の分担を定めて施工する形態。各構成員は、それぞれの分担する工事に対して責任を持ち、かつ、最終的に他の構成員の担当した工事に対しても連帯責任を持つ。

(対象工事)

第4条 共同企業体の施工対象工事の種類及び規模は、次のとおりとする。

対象工事の種類	規模(請負設計対象金額)
大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事(橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築)	おおむね3億円以上
技術的難度の高い大規模設備等の機械、電気等又はその他工事	おおむね1億5千万円以上
上記以外の工事で、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事	
その他市長が必要と認めるとき。	

(共同企業体の条件)

第5条 共同企業体の条件は、構成員が、笛吹市財務規則(平成29年笛吹市規則第8号)第170条第2項及び第179条の規定に基づく有資格者名簿の当該業種に登載されており、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) A型・B型共通

ア 構成員数 原則として2者又は3者であること。ただし、工事内容、施工場所の条件等特殊な事情がある場合は4者以上とすることができる。

イ 出資比率 出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。

(ア) 構成員が2者の場合 30%以上

(イ) 構成員が3者の場合 20%以上

(ウ) 構成員が4者以上の場合 15%以上

ウ 結成 自主的に結成されたものであり、各構成員が入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

エ 構成員の要件

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(イ) 入札公告時にあって、市の入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てがなされている者であって、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果に基づき入札参加資格の再認定を受けていること。

(エ) 当該工事に対応する許可業種について、許可を受けてから営業年数が5年以上あること。

(オ) 工事規模に関わらず当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(2) A型

ア 構成員の要件 構成員と3箇月以上雇用関係にある者を、当該工事に監理技術者又は国家資格を有する主任技術者として専任で配置できること。

イ 結成に係る要件 出資比率の最も大きい構成員が代表構成員となり、各構成員は、当該工事全体について連帯して責任を負うこと。

(3) B型

ア 構成員の要件 構成員と3箇月以上雇用関係にある者を、分担工事に監理技術者又は国家資格を有する主任技術者として専任で配置できること。

イ 結成に係る要件 分担工事に係る工事費が最も大きい構成員が代表構成員となり、各構成員はそれぞれの分担工事に責任を負うとともに、当該工事全体についても連帯して責任を負うこと。

(一部構成員の脱退に対する措置)

第6条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当該共同企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 工事途中において、構成員のいずれかが、前項の承認を受けた上で脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第7条 構成員のいずれかが工事途中で破産又は解散した場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) A型 残存構成員が共同連帯して当該工事を完成するものとする。
- (2) B型 発注者の承認により残存構成員が共同連帯して当該工事を完成するものとする。ただし、残存構成員との協議により、破産又は解散した構成員の分担工事を含む当該工事の続行が不能で、かつ、今後の市の事業に支障をきたさないと判断した場合は、破産又は解散した構成員の分担工事を本工事から切り離して、別途新たな発注を行うものとする。

(代表者)

第8条 代表者については、次のとおりとする。

- (1) A型にあつては、施工能力及び出資比率ともに構成員中最大の者とする。この場合において、施工能力が同程度で、かつ、出資比率が同比率である場合は、構成員相互間で代表者を決定するものとする。
- (2) B型にあつては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員若しくは総合事業者とする。

(入札参加資格審査手続等)

第9条 市が発注する入札にあつて、共同企業体としての入札参加を条件付ける入札又は共同企業体としての入札参加を可能とする入札に参加しようとするときは、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(A型)(様式第2—1号)又は特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(B型)(様式第2—2号)に、特定建設工事共同企業体協定書(A型)(様式第

3—1号)の写し又は特定建設工事共同企業体協定書(B型)(様式第3—2号)の写しその他申請に必要な書類を添えて、当該入札公告で指定する提出期限までに、指定する提出場所に提出すること。

2 前項の申請は、当該構成員の代表者が行うこととする。

(混合入札)

第10条 共同企業体による施工の対象とする工事であっても、単体で施工できる者がいる場合には、共同企業体と単体との混合での入札を行うことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。